

部下の即日の介護断絶行為を合法化した、大阪維新の会の水野市政の下では、尊厳ある安全な生活は担保されません。どうか皆様も両市の指定介護事業者を選ぶ際は、「介護保険法を遵守します」と、謳う指定介護事業者らでも「言いがかり」を付けて平気で両市職員らと、結託して契約違反をします。十分にお気をつけて下さい。

よって前件私が経験した、「みらい」と両市職員合同で介護断絶を強行した手口を、以下ご紹介します。特に一人住まいの要介護者は、訪問サービス事業者と契約する際は、指定事業所の盗聴録音、市販の無断印鑑押印、水増し不正請求等にご注意ください。

1. 泉南市『みらい』が、法廷や阪南市、泉南市に対し主張した 半身上下肢麻痺障害者の私の不信行為メニュー表

- ア. 理不尽な理由によるヘルパー交代を求める行為 (6人が帰れと怒鳴られ交代した)
- イ. ヘルパーに対する過剰サービスの要求行為 (手を握ってお酌しろと言われた)
- ウ. セクハラ及び脅迫行為
 - ・4名ヘルパーらの携帯番号を教えろと言われた
 - ・障害者の言う事を聞かなかったら、裁判に訴えるぞと言われた
 - ・裁判は簡単やと言って資料を見せられ、脅迫された
 - ・立て替えしろと言われた。※介護保険料→買い物代金→介護保険料と変遷
 - ・態度が良くない。電話担当者を変えろと言われた
 - ・サービス時間1時間半中、人権無視の発言があった
 - ・味付けが気に入らない、良く夫は我慢してるなど言われた
 - ・ヘルパーに帰れと言った
 - ・おまえのケツはデカイと言われた
 - ・時間が来ても、帰してくれない
 - ・おばはんは、いらんと言われた
 - ・携帯番号を教えると真夜中迄電話された
 - ・会議中に罵倒して、杖で殴ろうとした
 - ・おまえの顔は見えるぎりぎりと言われた
 - ・杖を振り翳されて台所に逃げ込んだ
- エ. 異常な回数の長時間の架電行為 (週2回電話や謝罪を要求された)

2. 「泉南市『みらい』の、介護断絶理由」

「みらい」N社長は、私との介護サービスを、事前告知無しで介護サービスを断絶したのは、阪南市田脇ケアマネジャが、取引以来利用人のヘルパーらへの上記セクハラや、自傷他害ある危険行為等を止めてくれないのと、平成24年12月5日、ヘルパー4名が「弓場さんは、ナイフや包丁で皆を殺して、自分も死ぬと言う」と言い、前日4日0責任者も杖で殴られそうになった為、阪南M課長や泉南N職員に介護断絶を伝えたと法廷で主張した。最後に私と実姉はこの様に、8年間以上阪南市長、泉南市長、与野党議員らから、今も無実の「自傷他害ある、人も殺める犯罪者」を押し付けられています。 九拜

ゆ ば ひ で あ き
弓場 秀昭

大阪府阪南市桃の木台 ホームページ 嘘の無い街へ
TEL:090-7358-5217 <http://www17.plala.or.jp/usononaimatihe/>



【生年月日】 昭和27年4月26日 69歳
【学歴】 昭和46年3月 大阪府立岸和田高等学校 卒業
昭和51年3月 大阪市立大学商学部商学科 卒業
【職歴】 昭和51年4月 株式会社イリエトレーディングコーポレーション 入社 (後廃業)
昭和57年7月 花王石鹼株式会社本社 入社
平成21年7月 花王株式会社墨田事業場 SCM部門 在籍中脳出血を患い途中退職

阪南市民、泉南市民 両市職員、指定介護事業所の皆様



ゆ ば ひ で あ き
弓場 秀昭 (69歳)
阪南市

新型コロナウイルスによりお亡くなりになられた方々に
謹んでお悔み申し上げます。また罹患された方とご家族
の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

私は平成29年阪南市議会選挙では、選挙直前の立候補
にも関わらず、高邁なる皆様からは地縁・利権、党利党略
とは重みの異なる、値千金の171票を頂戴しました、半身
肢体不自由 (大阪府身体障害2級) の弓場秀昭です。

大変遅くなりましたが皆様のご支援に対し、衷心より厚く
感謝申し上げます。

**あなたやご家族が介護事業所と、介護契約をしたばかりに、
水野市長、竹中市長、市職員からも殺人鬼にされたら
どうしますか?**

恐怖映画ではありません。法廷で事業所と市職員らが偽証した実話です。
ホームページ 嘘の無い街へ <http://www17.plala.or.jp/usononaimatihe/>



1 現阪南水野市政と市議会では、市民の生活と人権、財産は保証されません

3 最後に 平成25年10月29日 M、K、U3職員発行謝罪捏造文書

11月30日に事業者からの一方的な話をそのまま鵜呑みにし、ご本人やケアマネジャー
に確認せず、そのまま解約を承諾してしまいました。また解約後も介入の継続を正当化し
続け、12月27日にご本人への一方的かつ人権侵害にあたる批判文書を作成してしまいま
した。

そして何よりも、当初の契約解除にあたり、**■**の行った行為は非人道的な行為であり、
お一人住まいのご本人の生活への配慮が全くできず、さらにご本人への人権、人格を認め
ようとせず、みらいだけの申し出のみを認めて解約を進めてしまい職員としてあるまじき
行為をいたしました。契約自由の原則の社会的ルールの遵守と、障がい者の方々の尊厳と
生活を守るべき責務を忘れ、契約行為に不当介入したことで、ご本人の尊厳と生活を脅か
す事態となり本当に申し訳ございませんでした。

さて前回私の令和3年9月6日投稿文通り、去る平成24年12月5日に、泉南市職員と阪南市職員ら8名は、
泉南市みらい介護事業所の保管義務、「苦情記録」等を提出させず、検証せず、逆に阪南市要介護者の本人や
家族には、一言も言わず聞かず、阪南市田脇ケアマネジャ提出済みの、同年12月度のケアプラン (サービス
提供票) を無視し、経営者姉妹に、指定基準を法遵守指導する責務のある、同じ年端の泉南市N職員が裏で
主導して、要介護者にとっては命綱である介護サービスを、断絶しました。(「みらい」と呼ぶ)

しかし阪南市3職員は、私に対し「不信行為者」の冤罪を押し続け、「みらい」、両市の三者合同の違法介護断絶を正当化し続けました。

結果前件介護断絶1年半後の平成26年7月4日、前福山市長は、泉南市役所三者合同の介護断絶を隠す、捏造文書を発行して、弓場に謝罪し、阪南M課長と、K課長代理を懲戒処分し、「みらい」の行政処分を約束したので、私が同阪南市の「みらい」行政処分を、泉南Y課長に伝えたと、同Y課長は泉南市役所三者合同の、介護断絶を爆弾発言した為、M課長や、副市長らに事実を確認すると、その事実は認めましたが、「『みらい』の処分を約束していない」と約束を反故にした為、仕方なく前件訴訟提起に至りました。(同介護断絶事件は、令和3年9月6日投稿文や、ホームページ「嘘の無い街へ」に、掲載しています:同年9月10日掲載)

2 当時共産党古谷議員と、仲間の水野市長との事実歪曲質疑と議事録

次に、公約や法を遵守しない水野市長は、市議会でも虚偽答弁の議事録を残しましたが、共産党古谷議員も、一見介護精神を訴えていましたが、実は私の訴訟の被告になった水野市長や、同介護断絶を強行した、自治体仲間のM課長やK課長代理を、幫助援用する狡猾な、事実歪曲した質疑と水野市長の嘘三昧の虚偽答弁議事録を、神聖な市議会に今も残しています。

(1) 平成29年6月12日 古谷議員の事実歪曲の質疑(市議事録検索システムより)

- ◆P62 古谷議員:利用者から事業者への苦情やトラブルなどがあった場合は?
- ◎P63 H健康部長:指定権者(阪南市)として、苦情相談を受けた場合は、事業者に報告や提供記録、帳簿書類の居所資料提出を求め、...事実確認する。(※注1)
- ◆P64 古谷議員:この(裁判の)中身については、ご存じでしょうか。
- P64 水野市長:一定の介護保険サービスが中断をされた、(空白を生じた)という様なことだったというふうに思います。
- ◆P65 古谷議員:先ほど市長がおっしゃった「何らかの行き違いということだったんですが」、行き違いで済まされない事情があったように思います(※注2)
- ◆P65 古谷議員:即日サービスを打ち切ることの、理由を探すために原告さんを不信行為者としてのレッテル張りをしてしまったということで、あすからのサービスをしてもらえない、何よりも人間としての尊厳を著しく傷つけられたと思います。この方、大阪地裁に訴えられましたが、原告の訴えは棄却されました。(※注3)
- ◆P67 古谷議員:「阪南市の介入した担当課の方が、先日のすり合わせでは、ボタンのかけ違いですというふうにおっしゃいました。その言葉は当たっているのかもしれませんが」(※注4)・・・何年間も苦しんできたその苦しみも深い、怒りは本当に強い。(※注5)私も一度お話を伺うと3時間4時間になったり、電話でも2時間とか3時間とか、ありました。(※注6)でもそういうことをする人だから、そして女性蔑視の言葉があったとか、(※注7)逆に女性の人権と障がい者の人権とどちらが大事なんだというようなことも言う人がいましたけれど。

以上が同日の議事録ですが、事件を知らない多くの傍聴人らは一見、古谷共産党議員は、障碍者を慮る議会質問と、また正しい事実を答弁した水野市長やH健康部長らを、演出しましたが、実は、古谷議員は、私の訴訟で被告になった水野市長や、前件介護断絶を強行した自治体仲間の2職員らを幫助するという、事実歪曲した質疑でした。即ち(※注1)～(※注7)の主張は、前件介護断絶事件の正しい事実を黙殺する、悪質な質疑における主張でした。

3 古谷議員の議会質疑は、K課長代理が創作した主張を幫助援用しました

共産党古谷議員は、私の前件訴訟では、被告の福山市長から代わって、被告になった水野市長や、前件介護断絶を強行した自治体仲間の3職員らを市議会でも幫助しましたが、同議員は有ろう事か、訴訟当事者の私に一言も言わず、聞かずに、平成29年6月第2回議会で、仲間の水野市長との質疑をしましたが、私はその議会質疑を長い間知りませんでした。

また前件介護断絶を強行したK課長代理らは、古谷議員とは「同日議会進行の事前打ち合わせ」をしていましたが、同議員は本来の正しい事実を明らかにする質問をせず、逆に前件法廷でM課長や、K課長代理らが私に「不信行為」を、押し付ける為に創作した、「怒りに走り、長時間の電話魔のごろつき障碍者」との主張を、幫助・援用した事実が、市議会議事録に残していました。(平成29年6月12日共産党古谷議員1番質問)特に上述②の質問内容の(※注4)や(※注6)、(注7)の質問は、法廷で「私に一方的に不信行為」を押し付けた、K課長代理の「前件43号証文書」の主張を援用したのですが、古谷議員は同日市議会で、利用しました。特に(※注5)の質問は「一度お話を伺うと3時間4時間になったり、電話でも2時間とか3時間とかありました」と、同議員自らもK課長代理らが創作した、「長電話クレマー」を援用して被告水野市長らを幫助しました。

なお私が同議員と長電話したのは、同古谷議員は共産党会議が終了後、22時頃私宅に良く電話が入りましたが、「花王の弓場さんと話するのが楽しいです。普通の人と違う発想で勉強になります」と、好意的な電話をしていました。特に周知の「子供館創設白紙撤回選挙」では、私が「共産党員水野さんは、日本の公党であれば、正々堂々と共産党を名乗るべきである」と話すと、「I」幹部は認めてくれない等と、当時双方政治で長時間話し合った事はありませんが、議事録にある、「怒りは本当に強い」との主張は、事実では無いのです。よって私は、名前を伏せたとしても、古谷議員の個人情に関わる主張は、事実と相違する為、客観的証拠を添えて、市議会議事録の訂正を市議会に要請する予定です。

ところで古谷議員は、残念ながら私から受領済の、M課長ら3職員発行の捏造文書や、謝罪文書類は全て事実隠蔽、黙殺しました。本来中立な議員で有れば、たとえ自治体仲間が不法行為で提訴されても、正当の議会質疑をして、被告側が勝訴したとしても、「被告三者がなぜ勝てたかと言えば、被告三者らが口裏を併せて、司法の判断を誤らせたからである」と訴え、私から受領済み資料を開示して、正しい事実を訴えるのが議員の責務であります。

当然法的判断が下された以上、法曹関係機関に対して国民は抗弁の手段がありませんが、裁判の勝者である被告「みらい」や、行政側は勝者であるからと言って、この要介護市民への介護断絶事件に蓋をして、安易に事を収めるものではありません。何故ならば法的次元を離れた、常識的市民感覚からしても、半身不随の障碍者が、屈強なM課長や、「みらい」のO責任者や、4名ヘルパーらにナイフや包丁で、人を殺める事は不可能であります。

片麻痺障碍者は、健側の手は壁や机を支持して、床に立位状態になった時点で、麻痺側の手は使えず、包丁やナイフを持って健常者らを殺める事は出来ず、床に転倒してもてんとう虫の様に立ち上がれません。これが現在の、法曹界の判決における論理性の欠如、裁判官としての威厳の欠如、基本的には司法は、行政や、体制側の味方であるとの実態であります。

4 「みらい」、阪南市、泉南市が私を、自傷他害ある危険人物に仕立てた手口

現阪南市長や泉南市竹中市長、市顧問弁護士らは、職員らの不当・不法行為を糺そうとせず、逆に捏造公文書を発行したりして、無実の市民に対して容赦なく無実の濡れ衣を着せて、自らの不法・不当行為を正当化し、正しい事実を黙殺します。

特に泉南竹中市長、水野市長らは法廷で、障碍者らを平気で犬猫以下に扱い、お風呂にも入れなくても、介護保険法の想定内で有ると侮蔑攻撃しました。泉南竹中市長や、市民に「自傷他害ある犯罪者」に貶めて、